

川崎市税制の特徴と推移

原田 博夫

1. はじめに

わが国の地方税制は、税収面で太宗を占める法定税に関しては、課税標準・税率とも、ほぼ全国共通な制度が適用されている。地方税制の運用も、全国的に画一化されていて、地方自治体での独自性は発揮しにくい。このことは、国（中央政府）との関係だけでなく、地域間関係においても、独自の施策が取りにくいことを意味している。

川崎市のように、潜在的に税源の豊かな政令指定都市であっても、税制面では、一般の市町村とほとんど変わらない状況下にある。地域間関係では、経済活動あるいは課税標準が他の自治体より潤沢であれば、当該自治体の税収は相対的には豊かである。しかし、国（中央政府）との関係においては、税源に見合った税制・税収をみすみす放棄させられている。たとえば、地方自治体の財政力を総合的に示しているとされる財政力指数（＝基準財政収入額／基準財政需要額）で見た時（2016年度決算）、川崎市は1.00で、全国市町村（1,718<2018年1月1日現在>）平均0.50をはるかに超え、政令指定都市（20市）平均0.87も上回っている。普通交付税が不交付団体となる理由である。一般財源（＝標準税収入＋普通交付税＋臨時財政対策債）で見ても（2016年度決算）、市民一人当たり標準税収入額は213,000円で第3位（大阪市、名古屋市に次ぐ）だが、市民一人当たり一般財源では、他の政令指定都市では普通交付税や臨時財政対策債の歳入が見込めるのに対して、川崎市では普通交付税や臨時財政対策債がゼロのため第18位に落ち込んでしまう（相模原市、さいたま市を、ようやく上回っている）。こうした、税制面での制度上・運用上の中央集権体制は、都市圏域でのさらなる地方分権・地域主権を進める上では、大いに問題がある。

本稿では、市税のみならず、国税、県税に関しても、税収面での基本的なデータを、川崎市域をベースに集計・把握することで、政令指定都市・川崎市の特徴を浮かび上がらせたい。

2. 市制とデータの特徴

わが国の税制は、課税主体ごとに、国税、道府県税、市町村税に分かれている。川崎市は政令指定都市ではあるが、税制としては市町村税制が適用されている。つまり、税制に関しては、政令指定都市とその他の一般の市町村では、区別がない。その上で、この市税制は、川崎市域全域に適用されている。しかし同時に、川崎市域に適用されている税制には、国税と神奈川県

税もある。けれども、この川崎市域に適用されている国税と県税に関する税込データの統計は、制度上は公表されていない。

一般的には、川崎市の税込データとしては、予算にせよ決算にせよ、市税（年度ベース）のみが収録され、公表されている。これは課税権の関係で、当然である。しかし、『川崎市統計書』には、川崎市域からの国税データと県税データも、併せて収録されている。要するに、川崎市域を所管する各税務事務所（所）からの税込データである。具体的には、国税データは、東京国税局所管の川崎南税務署、川崎北税務署、川崎西税務署である。県税データは、神奈川県総務部税務課所管の川崎県税事務所、高津県税事務所、麻生県税事務所である。

そもそも、この国税データと県税データは、課税権・徴税事務の関係では本来は、地方自治体である市域単位でデータを管理すべき必要はないため、一般的には、この市域単位の国税データあるいは県税データは公表されていない。その意味では、この種のデータは、確定値というよりは参考値としての役割しか持たない。しかし、参考値にせよ、まったく根拠の無いものというわけではなく、貴重な基礎データであることは間違い無い。したがって、本稿では、この市域単位の国税データと県税データをフルに活用して、川崎市域からの税込構造を分析する。

なお、今回の分析で利用したデータは、税込データ（決算値ベース）は1975年度～2016年度で、国民経済計算・市民経済計算データ関係（名目値）は『国民経済計算年報』『県民経済計算年報』ベースによる1975年度～2016年度値で、いずれも年度データである。

その他に、今回のデータ作成に際して税制に関して行った本稿でのいくつかの特有の処理に関しては、以下の通りである。

第1に、物品税と消費税に関しては、この間に、税制の改廃・導入・税率引き上げが行われた。個別間接税である物品税は1988年度まで存在し、それに代わるものとして、広範な課税ベースをもつ一般消費課税としての消費税が1989年度から導入された。川崎市の税込構造や全国値に占める占有割合を分析する本稿の趣旨からいえば、両者を区別する必要はなく、連続して扱うことにする。ただ、1989年度以降の消費税は、税制およびその収納状況としては、消費税率が3%だった制度発足以来1996年度までは消費税（国税）（4/5相当）と消費譲与税（国税）（1/5相当）として扱われ、消費税率が5%となった1997年度以降は消費税（国税）（4%相当）と地方消費税（道府県税）（1%相当）として、さらに2014年度（税率8%）以降は、消費税（国税）（6.3%相当）と地方消費税（道府県税）（1.7%相当）として、扱われている。したがって、本稿の範囲でいえば、川崎市域での税込調達という観点から、国税・都道府県税であっても川崎市域の税込とみなし、1988年度までは物品税、1989年度～1996年度は消費税+消費譲与税、1997

年度以降は消費税+地方消費税を、一括して「物品税・消費税」として表記する。

第2に、個人住民税に関しては、道府県民税と市町村民税とも、個人均等割と所得割の合計額である。

第3に、法人住民税に関しては、道府県民税と市町村民税とも、法人均等割と法人税割の合計額である。

第4に、固定資産税に関しては、市町村税の、土地、家屋、償却資産、交付金の合計額であるが、大規模償却資産を対象とする道府県固定資産税は含まない。

第5に、法人二税（県税）とは、道府県税の中の道府県民税（法人）と法人事業税の合計である。

第6に、国民経済計算統計および県民経済計算統計は、その推計法の変更などが数年おきに行われるため、その基準年が時々変更する。その詳細は本稿末尾の〈データ出典〉を参照されたい。一般的には、こうした推計法の変更に伴う基準の変更は、そのデータ系列の接続性に問題・課題が生じる。つまり、異なった基準に基づく時系列データを安易に接続することはできない。しかし、本稿の文脈では、これらのマクロ経済指標は、あくまでも、各年次の値を求める限りで使用しているので、異なった推計期間の接合性に関する疑義を懸念する必要はない、と考える。

3. 川崎市の占有率

川崎市域で徴収された国税（総額）・県税（総額）・市町村税（総額）が、そもそもそれぞれの全国値と比較してどの程度かが、図1「国税・県税・市税の、全国値に占める川崎市の占有率」に示されている。ここには、比較のために、市内（国内）総生産についても、併せて掲示してある。いわば、この川崎の占有率は、レベルとして見ると、国税が最も高く、次いで市税で、県税は最も低い。市内（国内）総生産の占有率を基準とすると、県税はそれよりも低く、国税、県税はそれよりも高い。この期間の経年的な変化でとりわけ特徴的なのは、国税では、1980年代後半にかなり落ち込んだが2000年代に入ると1970年代後半の水準に戻っている。他方、県税および市内（国内）総生産では、1980年代後半以降とりわけ2000年前後に低下したが、2000年代は徐々に回復している。それに対して、市税では、占有率にほとんど変化がない。

国税での内訳を、所得税、法人税、物品税・消費税に分けて見ると、図2「国税の、全国値に占める川崎市の占有率」のように、所得税にはこの期間での変化はほとんどないが、法人税は相当に変動しているし、1970年代後半に比べると、1990年代後半以降はその占有率はかなり低下している。物品税・消費税はその中間であるが、消費税のウェイトは徐々に高まっている。

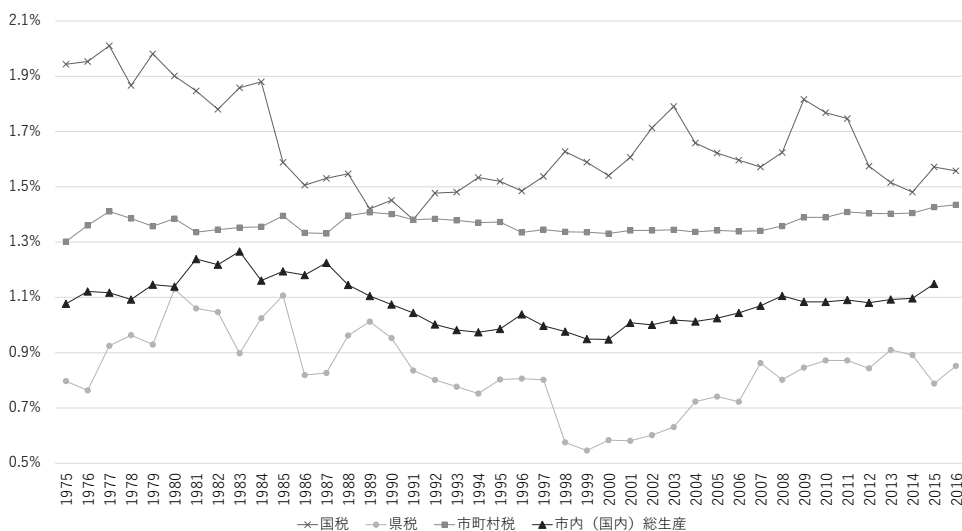


図1 「国税・県税・市税の、全国値に占める川崎市の占有率」

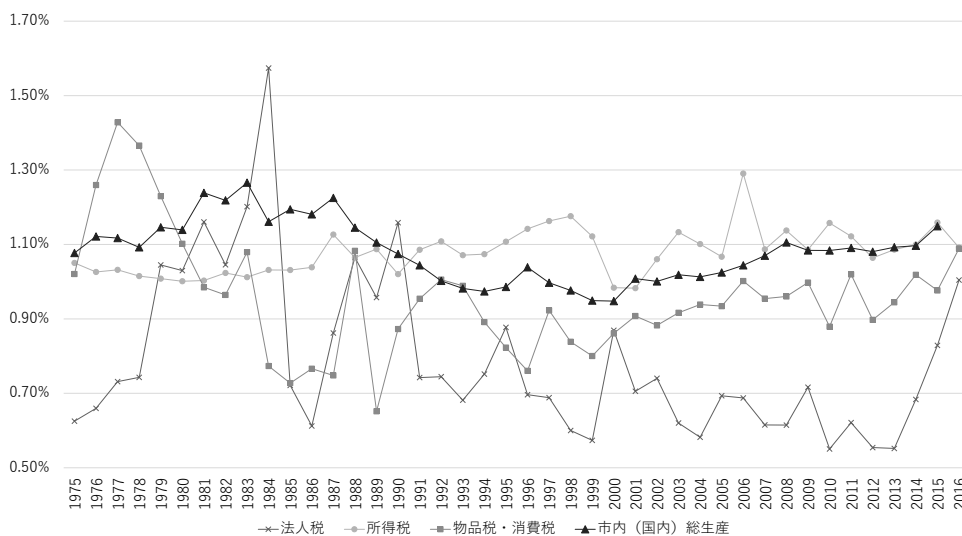


図2 「国税の、全国値に占める川崎市の占有率」

県税の場合ではどうか。図3「県税の、全国値に占める川崎市の占有率」で、県民税（個人）と法人二税（法人住民税と法人事業税）を見ると、予想通り、県民税（個人）は変動が少なく、基本的に法人所得を課税標準にしている法人二税の変動は大きい。しかし、1980年代後半以降は、法人二税に低下傾向が見られたが、2000年代初頭の5年ほどは、占有率が一時的に急速に高まった。



図3「県税の、全国値に占める川崎市の占有率」

市税の場合は、図4「市税の、全国値に占める川崎市の占有率」である。市民税（法人）と市内（国内）総生産の占有率のレベルと動きはほぼ一致している。固定資産税の占有率のレベルはかなり高いが、低下気味である。対して、市民税（個人）は、年度間変動は少ないものの、1980年代半ば以降は着実に上昇し、固定資産税と状況が入れ替わっている。

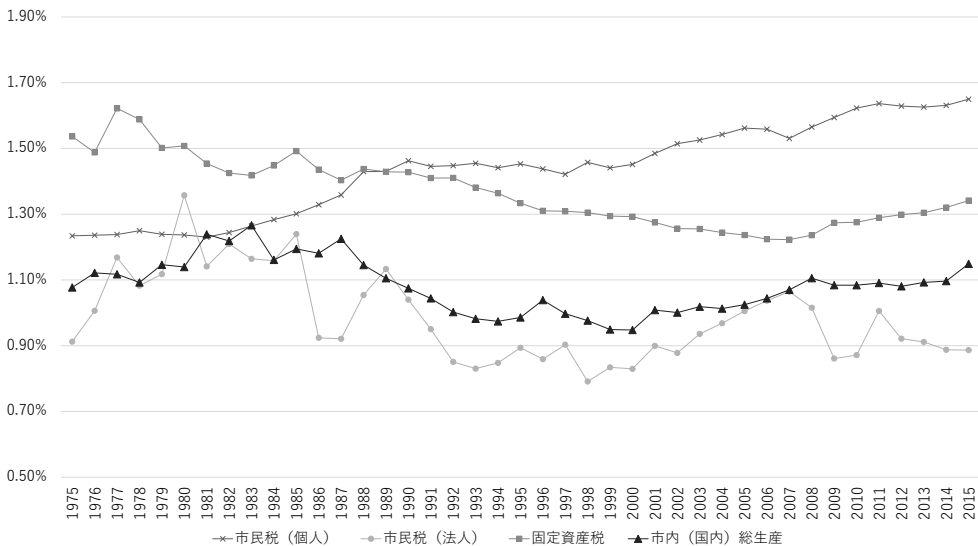


図4「市税の、全国値に占める川崎市の占有率」

法人所得課税だけを集めると、図 5「法人関係税の、全国値に占める川崎市の占有率」となる。国税の法人税、県税の法人二税、市税の市民税（法人）は、いずれも景気感応的な税制の特徴から、税收変動が激しいが、ここでの分析対象である川崎の占有率でも、さらに年度間の変動が激しい。いずれも、市内（国内）総生産での占有率の変動をはるかに上回っている。しかしその中では、市民税（法人）は比較的変動が少ない。これは、この税が市町村税として設定されていることからして、ある意味では当然である。

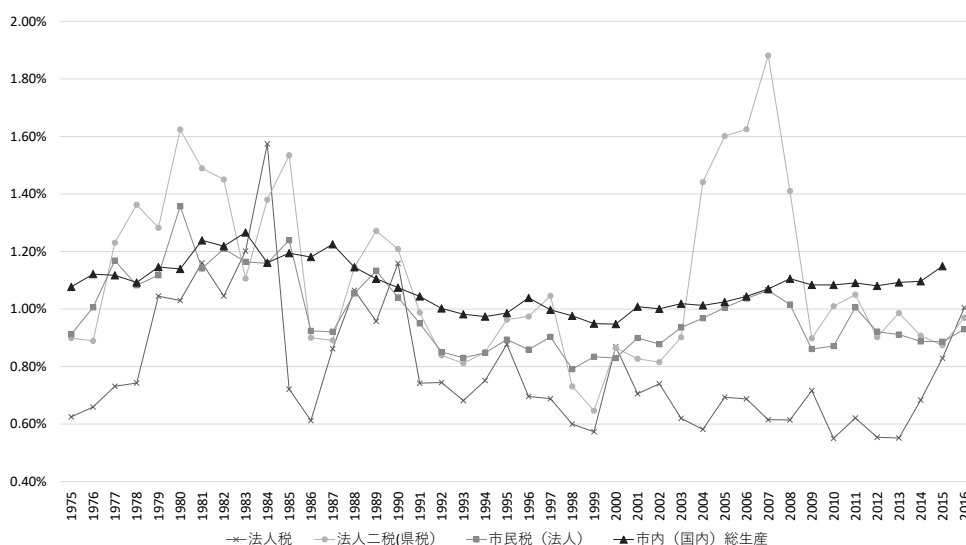


図 5「法人関係税の、全国値に占める川崎市の占有率」

他方、個人所得課税を、図 6「個人所得課税の、全国値に占める川崎市の占有率」に表示する。ただし、ここでは、この税制の課税標準との関連性から、市内（国内）総生産ではなく、市民（国民）所得を基準とする。税制上の特徴から、これらの税制における川崎の占有率には、経年的にそれほどの変動はない。このことは、法人所得課税に比較すると、対照的な特徴である。川崎の占有率のレベルとしては、所得税は市民（国民）所得とほぼ同程度である。市民税（個人）と県民税（個人）は、レベルとしては、市民（国民）所得より高く、しかも近年そのウェイトを高めている。

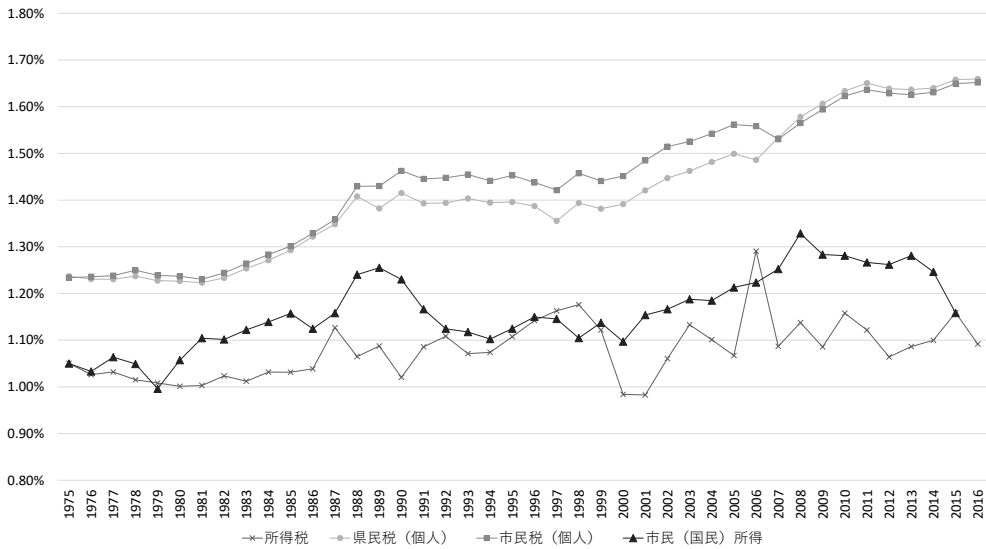


図6「個人所得課税の、全国値に占める川崎市の占有率」

4. 租税負担率

租税負担率について、全国と川崎市を比較してみよう。ここでの租税負担率とは、基本的に、税収が国内（市内）総生産に占める比率である。ただし、所得課税については、国民（市民）所得をベースとする。まずは、個別税目ではなく、課税主体ごとに集約された国税、県税、市町村税で、検討してみる。

まず、図7は、「国税、県税、市税の租税負担率（全国値）」である。なお、ここでの全国値は、あくまでも日本全国の総額をベースにした値である。租税負担率は、国税では、1970年代の9%台から、1990年には13%超にまで達したが、その後低下し、1990年代後半からは再び9%台、2010年代に入ると10%台に上昇しているである。県税でも、1970年代半ばの2.5%程度から上昇し、1990年前後には3.5%に達したが、その後低下した。しかし、1990年代後半からは再び上昇し、3.0%に及んでいる。市税では、1975年の2.0%台後半から、1980年代後半には4.0%程度に上昇し、その後ほとんど変化が無い。負担率のレベルとしては、国税が一番高く、その1/3程度で市税、さらに県税がわずかに下回っている。経年的な変化としては、1990年前後までは、国税、県税、市税いずれも、上昇傾向にあったが、その後、国税では低下傾向にあり、市税ではほぼ横ばい、県税では1990年代後半に低下から上昇に転じている。つまり、1990年前後以降は、景気減退による収収減のためか、景気対策としての減税政策の故か、税収の弾力性は、国税では低下しているのに対して、市税ではほとんど変化が無く、県税では低下の後反転している。

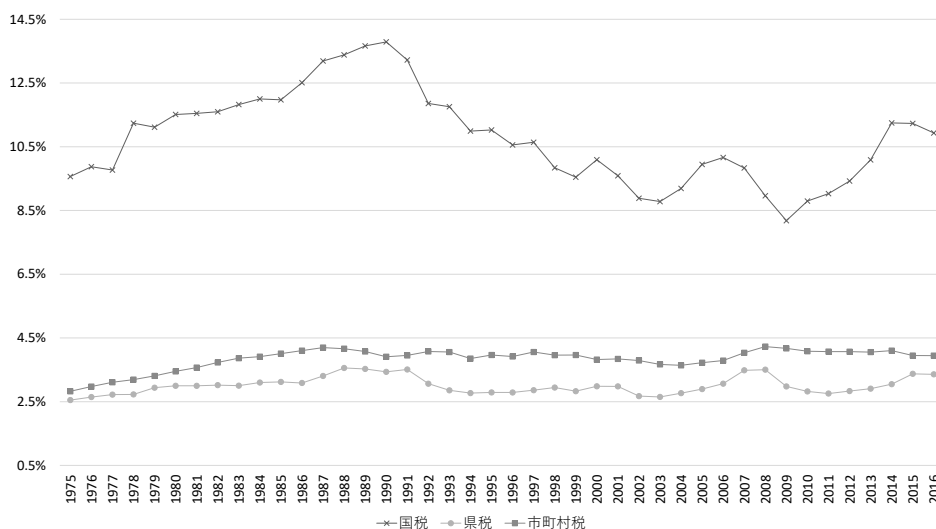


図7「国税、県税、市税の租税負担率（全国値）」

図8「国税、県税、市税の租税負担率（川崎市）」には、同じく3つの租税負担率を、川崎市について示す。ただ、ここでの国税、県税とは、あくまでも川崎市域で発生し、収納された税収額である。租税負担率のレベルでは、国税が最も高く、次いで市税で、県税は最も低い。この傾向は、全国値（図7）の場合と基本的には同様である。しかし、この川崎では、国税の場

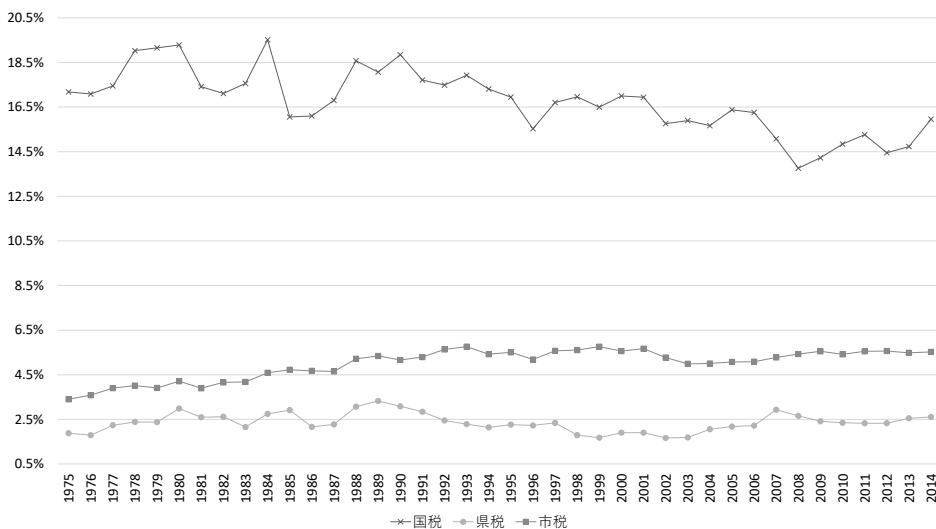


図8「国税、県税、市税の租税負担率（川崎市）」

合は、この期間、17.0%程度であり、トレンドの変化は生じていない。県税では、1.0%台後半から3.0%程度の範囲をかなり変動しているが、1990年以降は傾向的に低下したが、2007年以降やや上昇している。市税では、1975年の3.5%程度から傾向的に上昇し、2001年には6.0%程度にまで達しているが、年度間の変動は少ない。

この川崎(図8)の動向を全国(図7)の動向と比較すると、とりわけ市税の負担率の動向に顕著な違いがある。つまり、全国では1980年代後半以降は横這いなのに対して、川崎ではこの時期でも着実に上昇しているのである。このことは、さらに、市税の中の個別税目に着目して検討する必要性を示唆しているが、その前に、国税、県税、市税の租税負担率を、それぞれ全国と川崎で対比しておこう。図9「国税の租税負担率(全国値、川崎市)」、図10「県税の租税負担率(全国値、川崎市)」、図11「市税の租税負担率(全国値、川崎市)」がそれである。この対比から直ちに引き出せる観察結果は、次の通りである。国税の租税負担率は川崎が全国に比べて4~7%ほど高い(図9)。県税の租税負担率では川崎が0.5~1%程度低い(図10)。川崎の市税の租税負担率はこの期間中は一貫して高いが、1980年代後半までは1%前後の高さだったのに対して、全国の租税負担率がその後横這いだったこともあり、次第に格差が開き、2001年には約2%に開き、その後はその開きはあまり変わっていない(図11)。

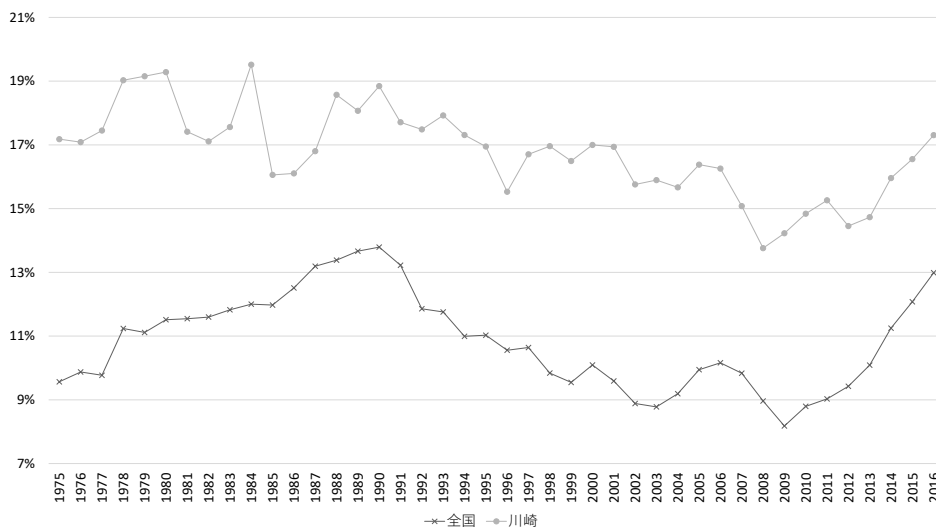


図9「国税の租税負担率(全国値、川崎市)」

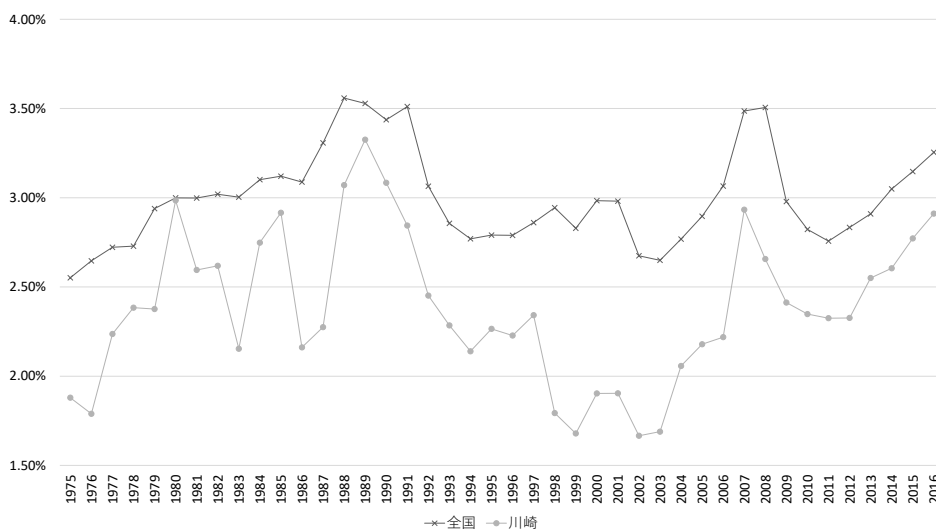


図 10 「県税の租税負担率（全国値、川崎市）」

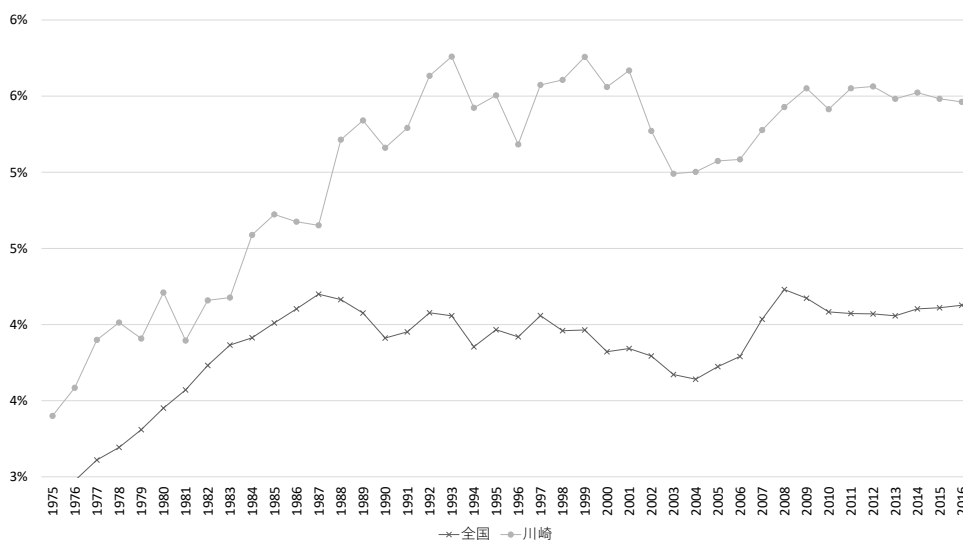


図 11 「市税の租税負担率（全国値、川崎市）」

次いで、主要税目について、その課税標準に対する租税負担率を、全国値と川崎市で対比してみよう。

図 12～図 14 は、所得課税の租税負担率なので、国民（市民）所得をベースにする。図 12 は、「所得税の租税負担率（全国値、川崎市）」である。全国値も川崎もほぼ同様な変化であるが、

1980年から95年頃までは、川崎が全国値を下回っていた。2000年以降も、川崎が全国値を下回っているが、全国値の変動がやや激しい。図13は、「県民税（個人）の租税負担率（全国値、川崎市）」である。レベルとしては、川崎が全国値を0.1～0.2%程度上回っている。その経年的な変動は、全国値と川崎もほぼ連動している。2007年度には、個人県民税（所得割）の税制改正があったため¹、租税負担率は一挙に倍近く0.6～0.7%ポイント上昇し、その後は、川崎市の負担率の上昇が全国値のそれを0.3～0.4%ポイント上回っている。図14は、「市民税（個人）の租税負担率（全国値、川崎市）」である。このレベルも、川崎が全国値を0.2～0.4%程度上回っている。その経年的な変動は、全国値と川崎もほぼ連動している。要するに、県民税（個人）と市町村民税（個人）の租税負担率の経年変動は、全国値と川崎市はほぼ同様な状況である。ただ、2007年度の税制改正の影響は、県税への影響（倍増に近い）ほど大きくはないが、2000年代後半の租税負担率上昇は全国値・川崎市ともに0.5%ほどの大きさなので、3割増といったサイズ感である。

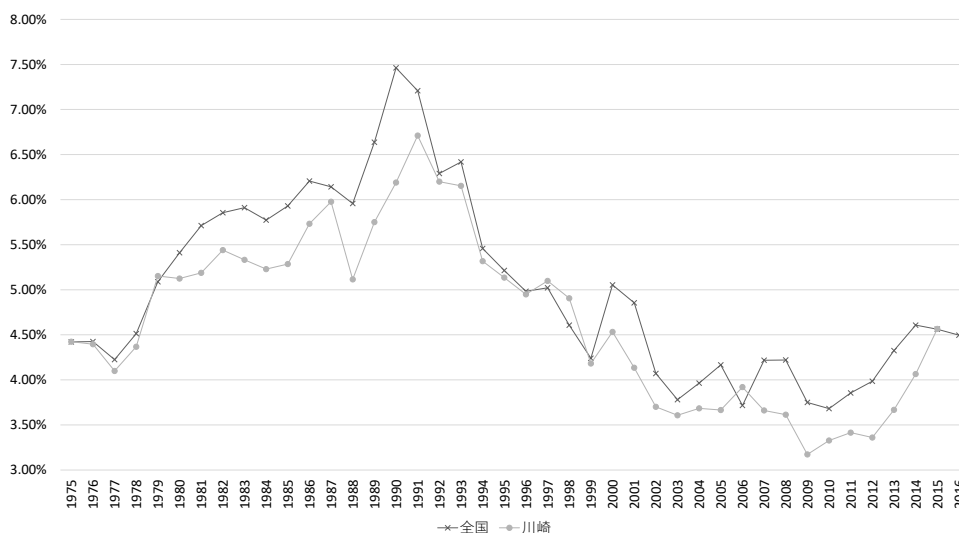


図12 「所得税の租税負担率（全国値、川崎市）」

¹ この時の税制改正は、国と地方の税財源配分に関する「三位一体改革」と呼ばれ、国から地方への税源移譲（3兆円）、国庫補助負担金制度の改革（削減）、地方交付税の改革（削減）からなっていた。その結果、道府県民税（所得割）の税率は、1997年度以降、700万円以下2%、700万円超4%だったものが、2007年度に、一律4%に引き上げられた。一方、市町村民税（所得割）の税率は、1999年度以降、200万円以下3%、200万円～700万円8%だったものが、2007年度に、一律6%に定められた。したがって、引き上げ幅としては、道府県の方が市町村よりも規模が上回っている。

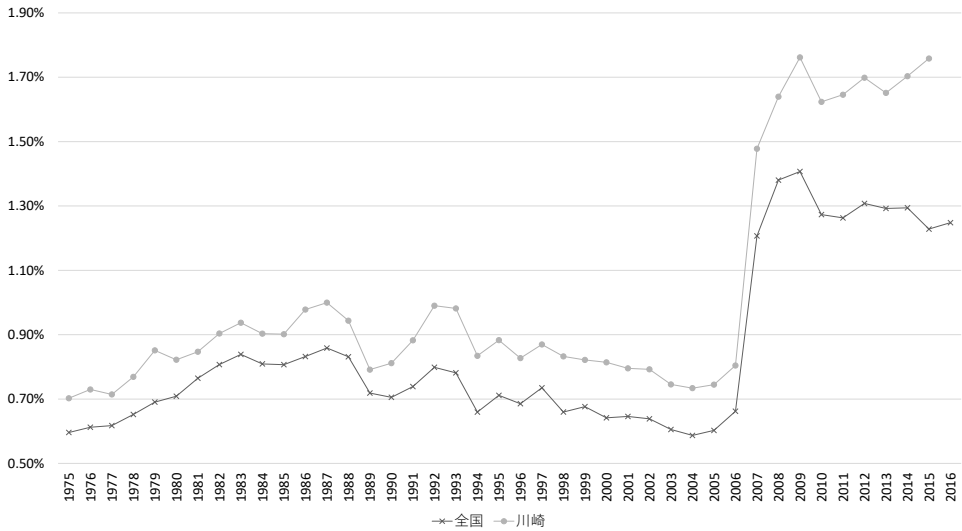


図 13 「県民税（個人）の租税負担率（全国値、川崎市）」

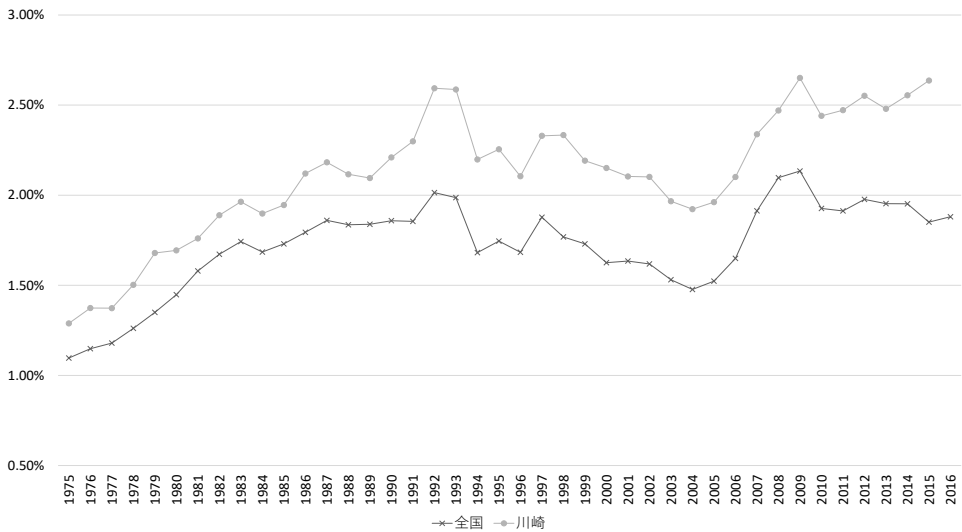


図 14 「市民税（個人）の租税負担率（全国値、川崎市）」

図 15～図 17 では、法人所得課税の租税負担率を、国内（市内）総生産をベースに見てみる。図 15 は、「法人税の租税負担率（全国値、川崎市）」である。レベルとしては、全国値の方が川崎を 1% 程度上回っていることが多い。この期間の経年的な変動もほぼ連動している。しかし、川崎では負担率が急激に変わる年次があり、その典型は、1984 年～87 年、1990 年の時期であ

る。図 16 は、「法人二税（県税）の租税負担率（全国値、川崎市）」である。この場合は、全国と川崎のレベルはほぼ同一である。年度間の変動も、全体的には連動している。しかし、年度間の変動は川崎のほうが激しく、典型的には、1980 年～89 年、2005 年～2008 年の時期である。

図 17 は、「市民税（法人）の租税負担率（全国値、川崎市）」である。これは、全国値と川崎市の年度間変動にほとんど差異はない。例外は、1980年代の変動であるが、その場合でも、両者が異なった方向に変化するのではなく、川崎市の変動が、全国値よりもより大きな振幅になっ

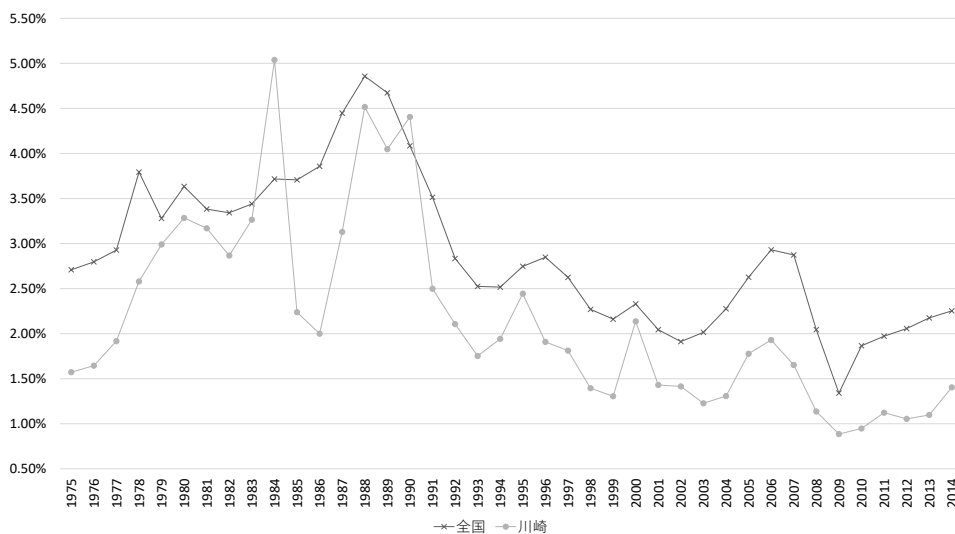


図 15 「法人税の租税負担率（全国値、川崎市）」

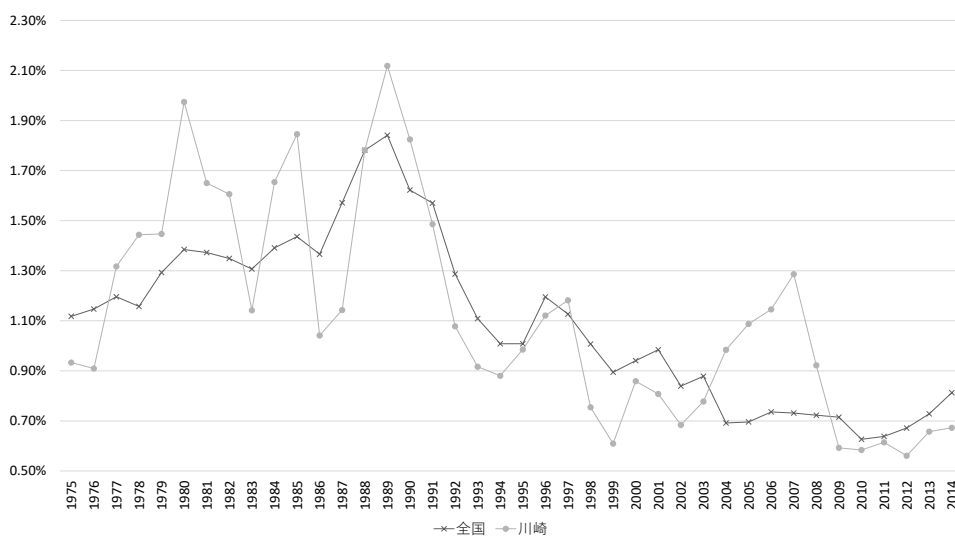


図 16 「法人二税（県税）の租税負担率（全国値、川崎市）」

ていることである。

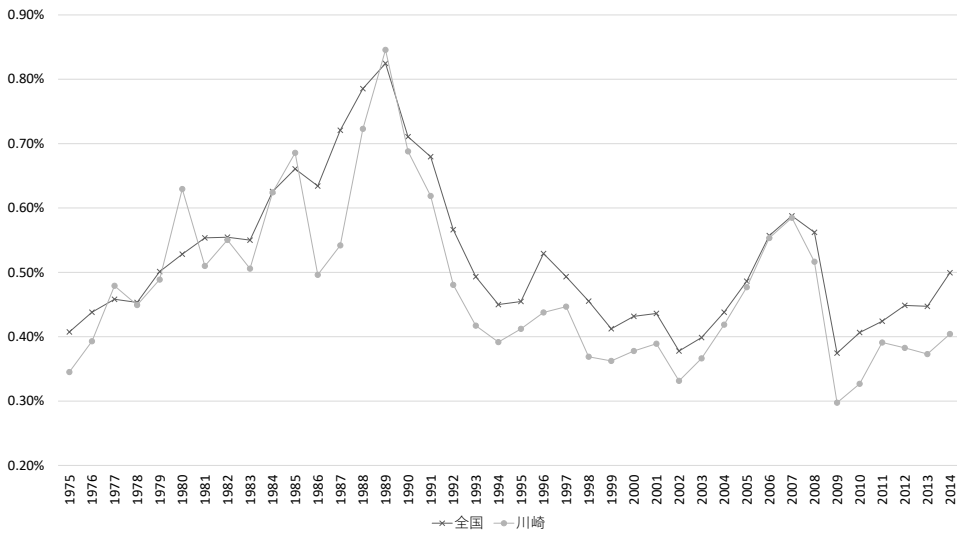


図 17 「市民税（法人）の租税負担率（全国値、川崎市）」

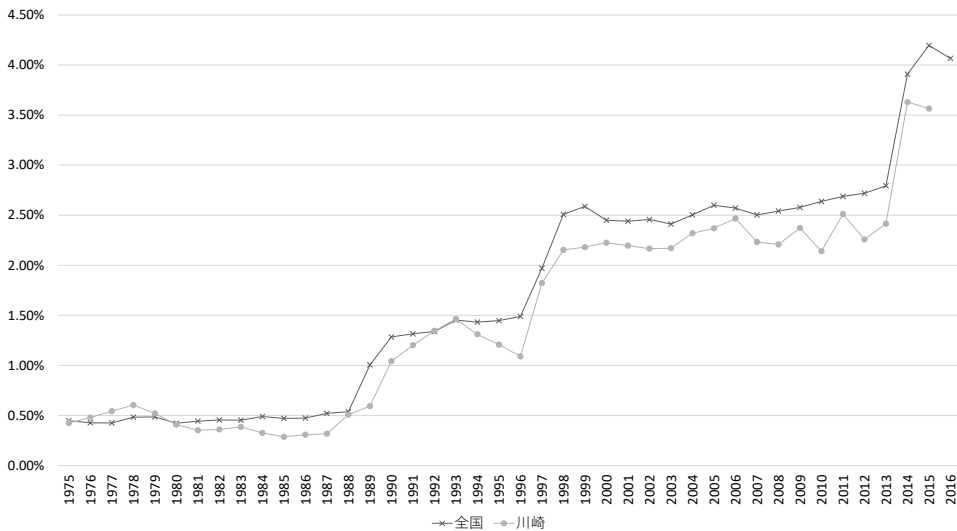


図 18 「物品税・消費税の租税負担率（全国値、川崎市）」

図 18 は、「物品税・消費税の租税負担率（全国値、川崎市）」を、国内（市内）総生産をベースに表示してある。この租税負担率は、この期間のレベル・変動のいずれでも、全国値と川崎

市ともほぼ同じ動きである。この租税負担率の変動は、消費税の導入・税率引き上げによるものである。消費税は、1989年度に物品税を廃止して税率3%で導入され、次いで、1997年度に税率が5%に引き上げられた。さらに、2014年度に税率は8%に引き上げられた。全国値・川崎市の租税負担率は、こうした制度改正（増税）の結果、同じ方向・程度で上昇している。

図19は、「固定資産税の租税負担率（全国値、川崎市）」を、国内（市内）総生産をベースに表示してある。この租税負担率は、レベルでは、川崎市が全国値より1970年代は0.5%程度上回っていたが、1990年代から0.7~0.8%程度に拡大し始めたが、2000年代以降は再びその開きが縮小している。いずれにせよ、経年的な変動は、全国、川崎ともにきわめて少ないが、同時に、全国、川崎ともに、この期間に負担率が着実に上昇しているのが、特徴的である。

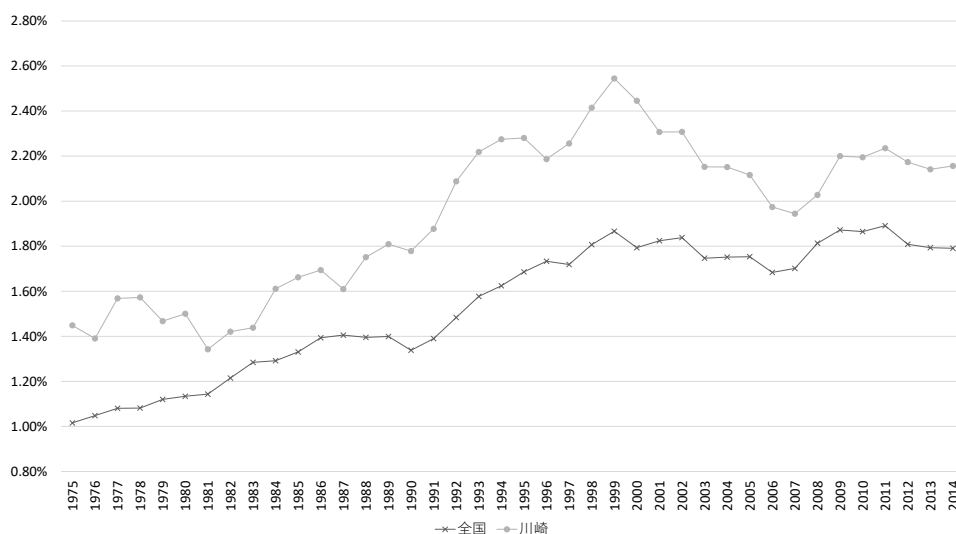


図19 「固定資産税の租税負担率（全国値、川崎市）」

5. 税収割合

主要な個別税目について、税収総額（市税）に占める割合が、全国と川崎でどの程度の異なるかを分析する。

市税の場合は、川崎の全国値に占める占有率は、総額に関しては、図1で見たように、経年的に一定している。「市税（総額）に占める個別税目の割合（全国値、川崎市）」に関しては、図20で固定資産税を、図21で市民税（法人）を、図22で市民税（個人）を表示してある。市税総額に占める個別税目の税収割合は、全国値でも川崎市でもほぼ同じレベルでかつ経年的な

変動も類似している。しかし、固定資産税と市民税（個人）の場合では、全国値と対比すると、

その相対的な位置関係に、1980年代後半に変化が見られる。固定資産税の税収割合は(図20)、

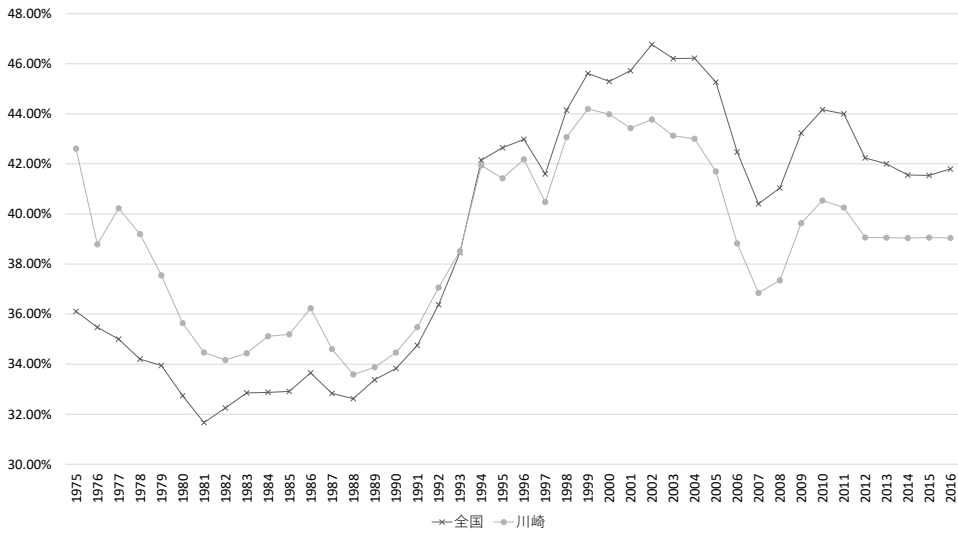


図20「市税(総額)に占める固定資産税の割合(全国値、川崎市)」

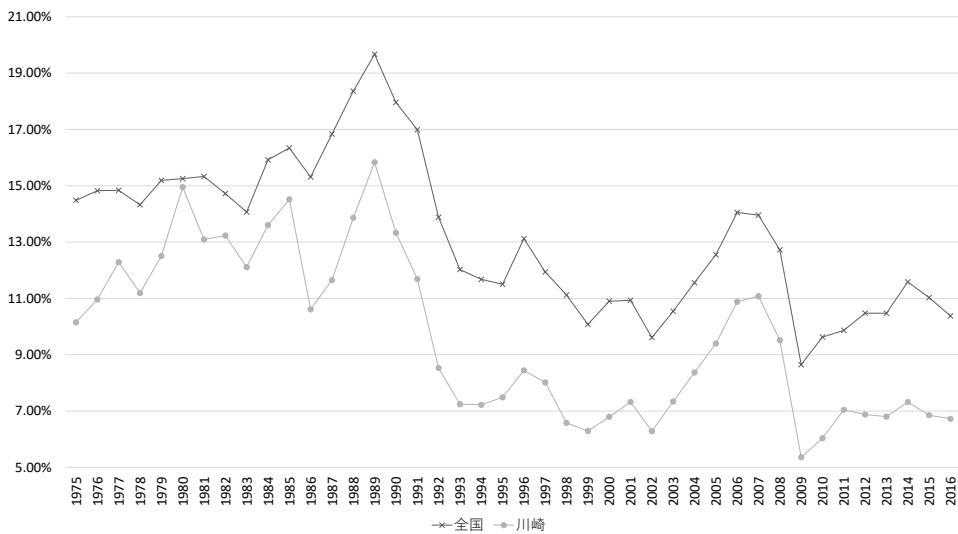


図21「市税(総額)に占める市民税(法人)の割合(全国値、川崎市)」



図 22 「市税（総額）に占める市民税（個人）の割合（全国値、川崎市）」

当初は川崎市が上回っていたが、1990年にやや川崎市が下回り、その後この傾向が定着している。他方、市民税（個人）の税収割合は（図 22）、当初は川崎市が下回っていたが、1988年にやや川崎市が上回り、その後この傾向が定着し、さらに上回る度合いが大きくなっている。

6. 暫定的な結論

政令指定都市は、一般的には、他の一般の市町村に比べると、行政上の事務範囲・権限や財政的な裁量の余地が大きいものと理解されているが、税制に関しては、そうした特典や優遇措置はほとんど用意されていない。推測するに、政令指定都市には、税制面でのそうした措置を手当てしなくても、豊富な税源を反映して税収面では十分に潤沢だとみなされていたからではないか。しかし、現実には、とりわけ近年の景気低迷を反映した税収の伸び悩み状況から容易に推測できるように、大都市といえども、それどころか重厚長大型産業を抱えた大都市なるがゆえに、川崎市の税収の落ち込みは顕著である。こうした事態に対しては、政令指定都市には、大都市特有の行財政ニーズがあり、それに対処するためにはやはり独自の税源・課税権を發揮して自前の財源調達力を確保すべだとの主張には、一定の合理性・妥当性があるだろう。

その手掛かりとして、かつて（12～13年前）の自分の分析結果（以下の「参考文献」を参照）がどの程度現在でも成立するのかを、整理しておきたいとの思いから、当時扱ったデータの対象期間を最近時点まで延長して本稿の分析をスタートしたわけである。もともと安定性を第一

優先順位にせざるを得ない地方財政や地方税制の運営である以上、激変は回避されがちなのだが、それでも、この激動の時代の下、地方財政・地方税制の世界も安閑とはしてはられない状況にあることは、「ふるさと納税」の人気・浸透振りを見ても歴然としている²。「地方創生」や大都市 vs 地方圏の両立を目指す上で、どのような税体系が適正なのか³、まずは、川崎市を例示に約 40 年間の推移をトレースしてみた。その結果は、かつての分析には、その基本的視点には改変を加える必要はない、というものである。

ただ、以上の分析は、川崎市特有のデータソース（国税・県税の所管機関・情報が、たまたま川崎市域に重なっている）に基づいていて、約 40 年という長期間に及ぶとはいえ、基本的な財政（税制）決算値や、国民経済計算・市民経済計算に基づくマクロ経済（地域経済）の統計データに基づくものであり、その大部分はなおファクトファインディングの域に留まっている。複数の変数間の因果関係の模索などは不十分である。たとえば、経済活動、地元企業の景気動向、および国と地元自治体である川崎市の税制、財政運営などの要素や、それぞれの相互作用などについては、仮説あるいはモデル設定に基づく検証までには至っていない。これらの点については、なお、残された課題としたい。

<データの出典>

国民所得・国内総生産

出典：内閣府『国民経済計算』

(https://www.esri.cao.go.jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/files_kakuhou.html)

² 2008 年度に導入された「ふるさと納税制度」は、当初（2008 年度）は受入額 81 億円、受入件数 5 万件に止まっていたが、東日本大震災（2011 年 3 月）や、各自治体による返礼品競争、ワンストップ特例制度の導入（2015 年度）などもあり、2016 年度には、受入額 2,844 億円、受入件数 1,271 万件に上っている。返礼品競争には行き過ぎもあるが、ふるさと納税それ自体は、意義のある制度といえる。しかし、問題は、ふるさと納税を行う住民の居住自治体の税収が減少（流出）してしまうことである。たとえば、川崎市では（2017 年度）、寄付者 6.9 万人、実質住民税流出額は 42 億円にのぼり、全国一の流出額と推定される。しかも川崎市の場合は、不交付団体のため、この減収分が補填されることはない。制度設計の当初の狙いと、運用面の稚拙さ・人々の関心の機微をどう調整するか、見直しが必要なことは明らかである。（『週刊東洋経済』2018 年 8 月 11-18 日号、「川崎、不交付団体の憂鬱」『日本経済新聞』東京・首都圏経済、2018 年 9 月 20 日朝刊）

³ 2018 年を通じて、東京都と自民党・総務省の間で、法人二税（法人事業税と法人住民税）の税収をどのように配分するかで、厳しいやり取りが展開された。東京都としては、ここ 10 年間、すでに相当規模の是正措置（東京都から税収を吸い上げ、地方圏に配分する）が取られてきたことから、これ以上は東京都の財源確保に支障をきたし東京の活力を削ぎかねないとの懸念が、繰り返し出された。しかし、地方創生に手詰まり感があり財源不足に悩む地方圏では、こぞって、地方への配分を手厚くしようとする自民党・総務省サイドに立ち、東京都の主張を孤立させた。結果は、多勢に無勢で、東京都が一敗地にまみれて 2019 年度予算が決まったという構図である。問題は、このような当面の政治的決着で終わらせるのではなく、世界・アジアの中での相対的な位置を失いつつある現在の日本で、中長期的な将来展望を目指すためには、地方企業課税はどうあるべきかについての根本的な検討が求められている、という認識だと思う。

推計方法に関する補足

- ～1989年：1968SNA、平成2年基準（平成10年度確報）
- 1990年～1995年：1993SNA、平成7年基準（平成15年度確報）
- 1996年～2000年：1993SNA、平成12年基準（平成18年度確報）
- 2001年～2014年：1993SNA、平成17年基準（平成26年度確報）
- 2015年・2016年：2008SNA、平成23年基準（2018年12月10日時点）

市民所得・市内総生産

出典1：内閣府『県民経済計算』（2014年度まで）

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/files_kenmin.html)

出典2：川崎市市民経済計算平成27年度報告書（2015・2016年度）

(<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-6-3-0-0-0-0-0.html>)

推計方法に関する補足：

- ～1989年：1968SNA、平成2年基準（内閣府県民経済計算）
- 1990年～1995年：1993SNA、平成7年基準（内閣府県民経済計算）
- 1996年～2000年：1993SNA、平成12年基準（内閣府県民経済計算）
- 2001年～2014年：1993SNA、平成17年基準（内閣府県民経済計算）
- 2015年：2008SNA、平成23年基準（川崎市市民経済計算、平成27年度報告書）

川崎市・税務データ

出典1：『川崎市統計書』平成13年版～29年版（1996年～2016年まで）

(<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-15-0-0-0-0-0-0.html>)

出典2：原田、マウジダ（2007）「川崎市の税収構造 - 全国値との比較 - 」『論文集』（1975年～1995年までの税収データ）

国税データ

出典：国税庁『長期時系列データ』

(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>)

地方税データ

出典：『地方税に関する参考計数資料』（平成29年度）

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h29.html)

<参考文献>

- 田中隆之、原田博夫（2005年3月）「川崎市の成長構造と税収構造の変化 - 市民経済計算と税収データからのアプローチ -」『論文集』専修大学大学院社会知性開発研究センター／都市政策研究センター、第1号、pp.79-98
- 原田博夫、マウジダ・アブドワイト（2006年3月）「川崎市の税収構造 - 全国値との比較 -」『論文集』専修大学大学院社会知性開発研究センター／都市政策研究センター、第2号、pp.23-38
- 原田博夫、マウジダ・アブドワイト（2007年3月）「川崎税収構造の特徴」『論文集』専修大学大学院社会知性開発研究センター／都市政策研究センター、第3号、pp.209-229
- 原田博夫、マウジダ・アブドワイト（2007年3月）「川崎市の税収構造—全国値との比較—」『新産業政策研究かわさき』川崎市産業振興財団新産業政策研究所研究年報、第5号、pp.219-232

<謝辞>

本稿作成に当たっては、田中康裕（大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 社会データ構造化センター特任研究員、専修大学社会知性開発研究センター／ソーシャル・ウェルビーイング研究センター客員研究員）氏からの、データ整理・図の作成などの援助を得た。しかし、本稿中でデータ処理・解釈に誤りなどがある場合は、筆者にその責任がある。